

一般社団法人日本手話通訳士協会の研修の意義

研修担当理事 倉知延章

日本手話通訳士協会も一般社団法人となり、専門職能集団として一定の水準を維持するために研修の必要性がますます高まっています。当協会では2004年度の会員総会で、会員の研修受講を制度化し、会員の責務として研修を受けてもらうこととなりました。

手話通訳士の資格は「最低限の手話通訳技能の認定」です。そのため、手話通訳士となったあとの研修で、手話通訳士としての基礎的技能をすべての会員に身につけてもらう必要があります。それを専門職能集団としての本協会が責任をもって実施する必要があるという認識から、研修の受講を義務化しました。その内容は、研修（倫理、生活）、研修（社会福祉援助技術、政見）、研修（司法）の3つの研修をすべての会員に受けてもらい、終了者には受講修了証を渡し、事務局でそのことを管理するというものです。

手話通訳士の研修は、現在3つの機関で実施されています。その他に、支部及び県士会など各地域レベルで研修も行われていることでしょう。前者の3つとは、国立障害者リハビリテーションセンターが主催する「手話通訳士専門研修会」、社会福祉法人全国手話研修センターが主催する「手話通訳士現任研修」、そして当協会の研修です。そのうち、「手話通訳士専門研修会」と「手話通訳士現任研修会」は平日に1週間かけて行われる専門的な内容です。また、参加者数も限られており、都道府県の推薦も必要とします。当協会としては、限られた人が1週間かけて専門的に学ぶような研修は、この2つの研修会に任せることとしました。当協会は専門職能集団ですから、すべての会員が受けられるもので、最低限押さえておかなければならない内容としました。それが、研修～です。今後必要になれば、さらに増えることも予想されます。そして、土日の2日間で修められるようにしたのも特徴です。以下、研修内容の具体的な意義について述べます。

研修（倫理、生活）

研修は手話通訳士倫理綱領と生活場面での手話通訳です。当協会は職能集団なので、会員の行動規範は倫理綱領の内容に従わなければなりません。このように、専門職能集団は必ず倫理綱領をもち、行動規範を定めています。このことが、専門職としての社会的信用につながっているのです。そのため、会員は、倫理綱領の内容を理解する責任があります。前文及び1～7の具体的な内容及び定められた理由をすべての会員は理解しておかなければなりません。

生活場面の手話通訳は、医療・労働等の場面における手話通訳の方法及び留意点、また、

それぞれの場面において聴覚障害者が直面している諸問題について、手話通訳士として最低限押さえておかなければならない内容としています。本来は、医療と労働は、それぞれ独立して行わなければならないと思いますが、医療と労働を隔年で実施しています。

研修（社会福祉援助技術、政見）

研修は社会福祉援助技術と政見です。手話通訳士は社会福祉専門職としての位置づけが必要であると考えていますが、残念ながら、手話通訳士試験科目の中に社会福祉援助技術についての科目はありません。また、受験資格の中に、社会福祉援助技術について学んでいることを条件にしていません。つまり、手話通訳士が社会福祉専門職であるといえる条件がないのが現状です。そこで、当協会としては、これを全員が受講することで、社会福祉専門職としての条件を整えようと考えています。

政見放送は、司法と並んで、手話通訳士であることが条件となっている分野です。そのために、すべての手話通訳士にはこの研修を受講し、要請に応えられる条件をつくっておかなければなりません。

研修（司法）

研修は司法です。これも高い専門性を要求されるもので、実質的には手話通訳士に限定されている分野です。その責任の大きさは、経験した手話通訳士の方はよくご存じでしょう。これも、すべての手話通訳士が、司法及び警察関係の要請に応えられなくてはならないでしょう。

このように、研修～は、最低限度、必要とされている内容に絞っています。そのため、すべての当協会会員は3つの研修を受講し、最低限の技術と知識を身につけ、手話通訳士の社会的評価を高めていきましょう。